

暴風警報などが発令された時の登校について【川越町立川越中学校】

1. 暴風警報，東海地震注意情報または予知情報(警戒宣言)が発令されたとき

- ① 午前7:00までに解除されていない場合は、自宅で待機して下さい。
- ② 登校途中に発令された場合は、その時点で帰宅します。
- ③ 宅待機中に保護者が不在となる場合は、近所の方が知人に保護依頼をお願いします。
- ④ 午前7:00を経過して解除されていない場合は、休校になります。
- ⑤ 登校後に発令された場合は、状況を判断し、安全を確認できた上で、すみやかに下校します。ただし、安全が確認できない場合は、学校で待機します。

暴風警報が解除されたとき

- ① 午前7:00までに解除された場合は、平常どおり授業を行います。登校してください。
- ② 登校するのに危険がある場合は、保護者または自分の判断で登校をひかえ、自宅で待機して下さい。その場合は、学校に連絡して下さい。

2. 特別警報（大雨，暴風，高潮，津波，暴風雪，大雪），大津波警報，震度6弱以上の地震発生，（緊急地震速報），噴火警報に対する対応

- ① 午前7:00（登校前）までに発表された場合は、休校になります。
- ② 登校せず、町災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努めてください。
- ③ 登校後に発令された場合は、学校で待機します。安全性の高い場所へ避難するなど、ただちに命の安全を守る行動をとります。

3. 大雨・洪水などの気象に関する警報、竜巻注意情報、雷注意報等(上記「1」「2」以外)が発令されたとき

- ① 原則として平常どおり授業を行いますので、登校してください。
- ② 登校するのに危険性がある場合は、保護者または自分の判断で登校をひかえ、自宅で待機して下さい。その場合は、学校に連絡して下さい。
- ③ 状況によっては休校になる場合があります（きずなネット「携帯メール」で連絡）が、幼稚園や小学校が休校になっても、中学校が休校になるとは限りません。